

枚方市花と緑のまちづくり事業補助金交付要綱

制定 平成 26 年 3 月 31 日枚方市要綱第 24 号
最終改正 令和 5 年 3 月 13 日枚方市要綱第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方市花と緑のまちづくり事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、市内で自主的に行われる緑化の推進に係る活動を支援することにより、花と緑のまちづくりを促進し、もって良好な居住環境の整備に資することとする。

(補助金の交付の対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となるものは、市内に住所を有する個人又は別に定める団体とする。ただし、暴力団等である者を除く。

(補助対象行為)

第 4 条 補助金の交付の対象となる行為は、施設緑化事業（次に掲げる事業のうち、一般に見ることが出来る場所において行われるもの及び屋上緑化事業（建築物の屋上を緑化する事業をいう。以下同じ。）をいう。）の実施とする。

- (1) 花壇整備事業（建築物の敷地の道路に接する部分に花壇を整備する事業をいう。以下同じ。）
- (2) 壁面緑化事業（建築物の道路に面する壁面又は道路に面する塀等を緑化する事業をいう。以下同じ。）
- (3) 駐車場緑化事業（駐車場の敷地を緑化する事業をいう。以下同じ。）
- (4) 生垣緑化事業（道路に面する生垣を整備する事業をいう。以下同じ。）
- (5) オープンガーデンづくり事業（開放された民有地の緑化を推進するために整備する事業をいう。以下同じ。）

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する事業が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象となる行為としない。

- (1) 自己の営む事業の宣伝又は特定の思想の主張のためのものと認められる場合
- (2) 法令により義務付けられ、又は行政指導を受けたことにより行うこととなったものと認められる場合
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度において、既に補助金の交付の申込みをしたもの又は当該申込みをしたものが個人の場合にあつては、当該者が構成員となっている団体が行うものと認められる場合
- (4) 風紀を乱すものと認められる場合

3 第 1 項の規定にかかわらず、枚方市被災建物修繕補助金交付要綱及び枚方市危険ブロック塀等対策補助金交付要綱を廃止する要綱（平成31年枚方市要綱第11号。以下この項において「廃止要

綱」という。)による廃止前の枚方市危険ブロック塀等対策補助金交付要綱(平成30年枚方市要綱第53号。以下この項において「旧要綱」という。)又は廃止要綱附則第2項の規定によりなおその効力を有する旧要綱に基づく枚方市危険ブロック塀等対策補助金の交付を受けた場合は、生垣緑化事業については補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表左欄の事業の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額を限度として、それぞれ同表中欄に定める費用の額とする。

(補助金の交付の決定に通常要すべき期間)

第6条 補助金の交付の決定に通常要すべき期間は、申込日の翌日から起算して30日間とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、枚方市附属機関条例の一部を改正する条例(平成26年枚方市条例第24号)の施行の日から施行する。
- 枚方市生垣設置補助金交付要綱(平成25年枚方市要綱第18号)は、廃止する。

附 則 [平成29年3月30日枚方市要綱第22号]

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 [平成30年8月1日枚方市要綱第54号]

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 [平成31年3月29日枚方市要綱第25号]

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 [令和5年3月13日枚方市要綱第11号]

この要綱は、制定の日から施行する。

別表(第5条関係)

事業の区分	補助金の算定の対象となる費用	補助金の限度額
花壇整備事業	一般の通行の用に供している道路に接し、かつ、フェンス等の仕切りがない場所において行う緑化面積が1平方メートル以上(プランターを使用する場合にあっては、使用するプランターの容積が100リットル以上であるものに限る。)である整備に要する費用の2分の1	道路の際から奥行き3メートル以内の敷地の緑化面積(平方メートル)に1万5千円を乗じて得た額と20万円のいずれか少ない額
壁面緑化事業	緑化面積が3平方メートル以上(ツル性植物の場合にあっては、1メートル当たり3本以上の多年生植物を植栽するもの限り、プランターを使用する場合にあっては、使用するプランターの容積が100リットル以上であるものに限る。)である整備	補助資材から確定される緑化面積(平方メートル)に1万円を乗じて得た額と20万円のいずれか少ない額

	に要する費用の2分の1	
駐車場緑化事業	緑化面積が駐車場の面積の50パーセント以上（駐車場の面積が10平方メートル以上であるものに限る。）である整備に要する費用の2分の1	緑化面積（平方メートル）に1万円を乗じて得た額と20万円のいずれか少ない額
生垣緑化事業	生垣がない場所において行う一般の通行の用に供している道路に接する延長が2メートル以上（1メートル当たり3本以上の樹木を植栽し、その高さが1メートル以上であるものに限る。）である整備に要する費用（枚方市危険ブロック塀等除却補助金交付要綱（平成31年枚方市要綱第16号）に基づく枚方市危険ブロック塀等除却補助金の交付の対象となった費用を除く。）の2分の1	(1) 補助金の算定の対象となる費用に工作物等の撤去費用が含まれない場合 生垣の延長（メートル）に5,000円を乗じて得た額と10万円のいずれか少ない額 (2) 補助金の算定の対象となる費用に工作物等の撤去費用が含まれる場合 生垣の延長（メートル）に8,000円を乗じて得た額と16万円のいずれか少ない額
屋上緑化事業	緑化面積が3平方メートル以上（基盤の厚さが5センチメートル以上であるもの限り、プランターを使用する場合には、使用するプランターの容積が100リットル以上であるものに限る。）である整備に要する費用の2分の1	緑化面積（平方メートル）に2万円を乗じて得た額と30万円のいずれか少ない額
オープンガーデンづくり事業	開放された面積が25平方メートル以上である民有地に緑化に要する費用（緑を鑑賞するための設備の整備に要する費用を含む。）の2分の1	市長が別に定める基準による整備面積（平方メートル）に1万5千円を乗じて得た額と25万円のいずれか少ない額